

M & Aにおける無形資産に関する研究 —企業結合会計と無形資産の認識—

八角 憲男

倉敷芸術科学大学産業科学技術学部

(2007年10月10日 受理)

はじめに

M&A市場の飛躍的な拡大現象は、企業に大きな変化をもたらしている。

バリュードライバーが、有形資産から無形資産へとパラダイム・シフトしている点もその象徴の1つである。現に、M&A取引時に実施する相手企業の評価基準にも変化が起こり、これまでは、土地を中心とした資産の担保価値による評価が中心であったが、現在では、のれん、信用力、技術力といった無形資産に対する価値に力点がおかれている。M&Aに際して無形資産の価値がより意識される状況については、M&A事例でも明らかであり、花王によるカネボウ化粧品を買収では、無形資産の価値が巨額となり争点になったことは衆目を集めた。

こうして無形資産の重要性についての認識は、次第に高まりをみせ、研究面においても国内や国際的にも広がりを見せている。

では、無形資産と経営パフォーマンスの間では具体的な相関関係がみられるのか。

それに関する先行研究は、すでに米国では実証研究が数多く行われ、企業価値を創造するということが分析されている。日本においても経済産業省の調査によれば、もはや有形資産の規模は必ずしも高い企業価値を創出していないことが示され、米国市場ばかりではなく、日本企業においても特に業種の代表企業については、無形資産の割合が高いことが観察されている。

本論では、M&A、企業結合会計、無形資産(会計)というそれぞれが相互に深い関係を持つ3つのキーワードから、大きく企業結合会計と無形の認識、無形資産会計をめぐる動向を中心に考察をしていきたい。

1. 企業結合会計の設定プロセス

M&A取引が年々増加しており、その重要性と関心は一層高まる状況にある。その背景には、2つの要因を指摘することができる。

第1は、M&Aが加速し後押しさせる法制度の整備が行われた点である。商法(会社法)関連でみれば、1997年には、「合併手続きの簡素化」や、1999年には「株式交換制度」が実現し、さらに、独占禁止法においては、1997年の「純粹持ち株会社の解禁」や1999年の

「合併等届出制度の簡略化」などがあげられる。

第2は、日本企業が経営戦略を策定する際に、M&Aが重要な選択肢になっていることである。また、ここ数年の統計では、特に大型のM&Aが目立ってきている¹。

このように法制度の整備が先行する中、わが国においても企業結合全般に適用される会計処理基準を整備する必要があるとの指摘がなされていた。そうした状況を受け、M&Aの会計処理を定めた企業結合会計基準の審議は、2000年9月から開始され、近年の商法改正、諸外国の会計処理基準の現状及び動向、日本における会計実務、財務諸表利用者のニーズ等を考慮しながら進められてきた。そこでの審議で優先されたことは、わが国の実態に適合し、かつ、その考え方が国際的にも理解される企業結合会計基準を設定する必要があるという基本認識に立つものであった。

こうした審議をふまえて検討すべき論点を取りまとめ、2001年7月に「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表した。その後、国際的調和を重視する観点も含め、この論点整理に対して寄せられた意見を参考にして、企業結合会計のあるべき姿についてさらに審議を進め、2003年8月に「企業結合に係る会計基準の改定に関する意見、(公開草案)」を公表し、広く各方面からの意見を求めた。

その後、審議会に寄せられた意見を参考に審議を重ね、公開草案の一部を修正して、2003年10月に「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」として公表され、一定の準備期間を経て、「企業結合会計基準」の適用が2006年4月1日から始まったのである。

2. 企業結合会計の適用範囲

M&Aの会計処理を定めたものが企業結合会計基準であるが、そのM&Aは法的形態からみれば、①合併 ②株式交換 ③株式取得 ④営業譲渡の4分類となり、それぞれが企業結合会計の適用範囲となる²。

①の合併は、株主総会の特別決議(簡易合併の場合は被合併会社のみ)で承認された合併契約により、2つ以上の会社が法的にも合体して法人格が1つになるものである。これには、吸収合併と新設合併の2つの形態がある。吸収合併では、1つの企業が他の企業に吸収されて消滅し、消滅する企業の全財産は負債を含めてすべて存続会社に引き継がれる。

新設合併とは、2つ以上の会社の合併する場合、両者が消滅し、消滅する会社の権利義務の全てを合併により新たに設立する会社に承継させるものである。

②の株式交換(移転)制度は、完全親子会社関係を創設する制度である。株式交換、株式移転は手続が簡便であり資金も不要であるため、2000年の施行以来、この制度を利用して企業再編を行う企業が増えている。株式交換と株式移転の決定的な違いは、株式交換は完全親会社となる会社が既存会社であり、一方、株式移転は新設会社となる点にある。そのため株式移転方式は、共同持株会社の設立などに利用されることが多い。

③の株式取得は、企業の株式を取得してその企業の支配権を獲得する方式である。その

結果、株式を取得された企業は、関連会社、子会社化、完全子会社化として存続する。通常は、買収企業が被買収企業を現金によって取得する。

④の営業譲渡は、単なる営業用財産の譲渡ではなく、一定の営業目的のもとに組織化された有機的の一体としての財産の全部または一部の譲渡である。株式取得や株式交換などのような企業ベースの買収ではなく、事業部門ベースでの子会社再編や事業統合に多く用いられている。

以上がM&Aの法的形態となる。具体的には企業グループのトップに位置する親会社同士の合併や株式移転による共同持株会社の設立、さらに企業集団を超えた吸収分割や営業譲渡といった取引などが企業結合会計の対象となる。したがって、親子会社間の合併や企業グループ内で行われる取引は、企業結合会計の対象とはならない。

3. パーチェス法と持分プーリング法

次に、わが国における従来の企業結合会計では、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表されるまで、包括的な会計基準が存在しなかったため、会計処理の方法が、企業結合の実態やその状況に応じて任意選択がされていた。それは企業結合の実態を、企業買収（取得）と持分の結合に区分し、それぞれが適用すべき会計処理方法を規定していた³。

ここで、企業買収に該当する企業結合とは、結合する企業のいずれかは、結合後の企業を支配する場合である。たとえば、現金で株式を取得して他社を子会社化する取引は典型的な企業買収となる。また、株式の交換による企業結合であっても、いずれかの企業が他の企業を支配することになるものは、その実態から企業買収とされる。

他方、持分の結合とは、結合する企業の双方が、支配する企業（取得企業）とみられない場合がある。これは取得企業が特定できない以上、その企業結合は企業買収ではなく、持分の結合とみなされるのである。

企業結合が企業買収にあたる時には、パーチェス法の会計処理方法が適用される。パーチェス法では、通常の資産購入と同様に、取得企業は被取得企業の資産及び負債を取得時の時価で受け入れる。この際、対価として株式を発行する場合と現金とその他の資産を支出する場合がある。前者の資本増加額は、一般に交付した株式の時価総額であり、後者は、取得の対価（取得原価）である現金とその他の資産の合計額が資本の増加額となる。資産及び負債の正味受入額と取得の対価に差が生じた場合、その差額がのれんとして認識される。

一方、持分の結合にあたる時は、持分プーリング法とよばれる会計処理方法が適用される。この方法では、結合する当事会社すべての資産及び負債は、原則として結合前の帳簿価額で引き継がれる。資本についても資本金、剰余金といった内訳がすべてそのまま引き継がれる。このため、持分プーリング法ではのれんは発生しない会計処理方法というこ

となる。

企業結合について、会計処理をパーチェス法で行うか持分プーリング法を選択するかによって決算後の損益を大きな影響を与えるため、会計上きわめて重要な問題になる。

4. 企業結合会計の国際的動向

そうした企業結合会計に関する動向を国際的にみると、米国会計基準や国際会計基準が各国の制度をリードしているといわれている。ここでは、米国会計基準を中心に日本と対比させながら検討していきたい。

米国においては、2001年6月に示された米国財務会計基準審議会（FASB：Financial Accounting Standards Board）承認の基準書（SFAS：Statement of Financial Accounting Standards）の第141号「企業結合」（以下、SFAS 141）及び142号「のれんおよびその他の無形資産（以下、SFAS 142）の取扱いが改訂され、財務報告面でのディスクロージャーの強化が行われた⁴。

具体的には、SFAS 141で、企業買収時には被買収企業を時価で評価するパーチェス法の適用が強制となったため、買収時に認識される購入のれんが常に発生するようになり、購入のれんのオンバランス化は常態化した。また、オンバランス化した購入のれんを一定期間で定期的に償却していた従来の会計処理からSFAS 142においては、価値毀損が生じた場合に損失を計上する減損会計の適用が強制されるようになった。

導入のおもな背景としては、次のようなものがあげられる⁵。

- (1) APB 16の適用に関して多くの照会がFASB寄せられ、それを通じてAPB 16の欠陥が明らかになってきたこと。特に、内容的にはほとんど異なるような二つの取引が異なる会計方法によって処理されるため、財務諸表上はまったく異なる結果をもたらす事態が生じていること。
- (2) 投資活動が世界的規模で行われるようになったことにより、企業結合に係る内外の会計基準の国際的比較可能性への要請が高まってきたこと。
- (3) 会計基準の相違が、M&A市場の競争に影響を与えるようになってきたこと。

また、APB 16のもとでは、パーチェス法あるいは持分プーリング法という二つの会計処理の方法が併存していたが、当初の基準設定者の意に反して会計実務士は持分プーリング法がかなり広範で選択され、適用されていたという状況にFASBは危機感を覚えていた。

その後FASBは、1999年および2001年に公表された2つの公開草案を経て、前述のように2001年6月にSFAS 141において、この会計基準の導入により、企業結合における会計処理において、パーチェス法と持分プーリング法が並存する状態からパーチェス法に一本化されることとなった⁶。

それによって、M&A取引において適用する会計処理方法の違いにより財政状態や経営成績が異なる状況を回避できることとなり、財務諸表の比較可能性を確保できることにな

る。持分プーリング法のもとでは可能であった資産の含み益の温存は不可能になり、すべての資産は時価で評価しなければならなくなったのである。

前述のとおり、持分プーリング法では資産は帳簿価額のままで引き継ぐことから、のれんは計上されない。しかしながら、パーチェス法では一般的にはのれんの計上は必然的なものとなり、のれんを償却すべきか否かが大きな問題となる。

のれん償却の負担は、利益を下方に押し下げることになり、のれんを償却することを企業は一般的には回避する傾向にある。この点について新しい企業結合会計は、のれんの償却を行わないこととし、逆に企業に、償却負担をなくした点でメリットを与えることとなった。

ただし、仮に取得価額と有形資産への配分額の差額のすべてをのれんとし、のれんが償却されない場合、償却されない資産が貸借対照表に残存することになる。買収においては、のれんとは別にさまざまな無形資産を認識することが可能であり、従来から会計基準において取得時の無形資産会計の計上が求められていた。

のれんが非償却となったことから、のれんに計上するか、無形資産に計上するかで償却負担が大きく異なることになる。この点について新しい企業結合会計は、識別可能な無形資産はのれんと厳格に区分して識別し、有期限の無形資産は償却を行うこととした。

5. 識別可能無形資産

SFAS 141号、SFAS 142号は、のれん以外の無形資産を次のように広範囲に捉え、その適用は、2001年6月末のM&Aから開始している。米国と日本の無形資産の範囲と比較して要約すると次の通りである。

- | | |
|---|------------------------------|
| A. 市場関連の無形資産 | |
| (1) トレードマーク、商標 | |
| (2) サービス・マーク、団体マーク、認証マーク | |
| (3) 商標としてみなされる外装(特定の色彩、形状および包装デザイン) | |
| (4) 新聞・雑誌の masthead | |
| (5) インターネット上のドメイン名 | |
| (6) 非競争契約 | |
| B. 顧客関連の無形資産 | |
| (1) 顧客リスト | (2) 注文あるいは生産の残高 |
| (3) 顧客契約および顧客との関係 | (4) 非契約形態の顧客関係 |
| C. 芸術関連の無形資産 | |
| (1) 演劇、オペラ、バレエ | (2) 本、雑誌、新聞、その他著作物 |
| (3) 作曲、歌詞、広告音等の著作物 | (4) 絵画、写真 |
| (5) 動画、ミュージック・ビデオ、テレビ番組を含むビデオおよびオーディオ・ビジュアル素材 | |
| D. 契約上の無形資産 | |
| (1) 免許、使用料、債務返済の据え置き協定 | (2) 広告、建築、マネジメント、サービス、サプライ契約 |
| (3) リース契約 | (4) 建設許可 |
| (5) フランチャイズ契約 | (6) 営業権および放映権 |
| (7) 鉱山、水、空気、ミネラル、森林、および道路などの使用权 | |
| (8) 担当サービス契約などのサービス契約 | |
| (9) 雇用契約 | |
| E. 技術上の無形資産 | |
| (1) 特許技術 | (2) コンピュータ・ソフトおよびマスク技術 |
| (3) 非特許技術 | (4) タイトルプラントを含むデータベース |
| (5) 製法、工程、方法などの企業秘密 | |

① 米国の無形資産

上述は、FASB が公表した識別可能な無形資産の例示 7 であり、のれん以外の無形資産についての範囲である。わが国と比較し広く捉えていることが大きな特徴となる。

わが国の場合と著しく異なるところは、契約上の権利や契約以前の顧客関係に至るまで資産性を認めることである。

② わが国の無形資産

日本における無形資産の範囲は、企業会計原則では、次のように定めている。

「営業権、特許権、実用新案権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。」

(企業会計原則 第三貸借対照表原則, 四 (-) B)

ここでは、法律上の権利と営業権 (のれん) が、無形資産に属することは示しているが、無形資産に対する一般的な認識・測定が規定されているわけではなく、それに対しての追加的な設定も行われてこなかった。この規定では、米国基準でみられるような契約による利権や顧客リストのような経済的便益は含まれない点に注意したい。

また、企業結合会計が、パーチェス法に統一された場合、無形資産の範囲が広い米国と狭い日本とでは、M&A 後の業績にかなりの差がでることは十分に予想される。それは、買収企業が買収価額と買収対象の純資産の差額から、どのような無形資産を資産と認識することで、償却資産または非償却資産と判定するかによって決まることになる。そのため、個別に資産として識別できる無形資産の範囲がより広ければ、残る差額としてののれんは小さくなる。また同時に、企業による裁量の余地が大きくなることで利益操作という観点から、米国の無形資産の範囲が広すぎることによる問題点も指摘されている。

6. 無形資産研究の高まり

こうして無形資産の識別範囲の大小をはじめとした企業会計上の問題や無形資産を獲得することで、独自の差別化された強みを発揮し、競争優位を確保できるという産業政策の上からも無形資産に注目が集まっている。このような状況はなぜ起こっているのか。いくつかの背景を見いだすことができる。

それは、国レベルでの知的資産や無形資産をめぐる動きである。

無形資産研究の始まりは、世界的に見て1994年に AICPA (米国公認会計協会) から公表されたジェンキンズ報告書であるといわれている⁸。それ以降、無形資産に対する研究や情報ニーズは広がりを見せ、国内ばかりでなく国際的にも注目が集まっている。

日本においてそれらに対する関心の発端となったのは、第154回国会施政方針演説において小泉総理が表明した次の内容と捉えることができる。

「……………我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国

際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します⁹。」

その後、経済産業省では、制度インフラの整備を進め2005年2月には「産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会」を設置し、知的資産を活用した経営に関する現状分析と「開示のメカニズム」を中心として、今後それが促進されるような具体的な方策について検討を行っている。半年後の2005年8月には中間報告書が出され、現在もさらなる検討が行われている¹⁰。

さらに、2006年1月には、中小企業の知的資産経営についても検討を行うため「中小企業知的資産経営研究会（事務局 中小企業基盤整備機構）」が設置された。

「知的資産経営」については、2005年8月にその取り組みの考え方がまとめられている。しかしそれは、大企業を念頭においたものであった。「21世紀は中小企業の時代」とその存在がより高められる一方で、中小企業に押し寄せる過酷な環境変化は、依然として続いている。

ここでの検討の背景と問題意識を要約すると以下のとおりである。

近年、日本経済が回復傾向にあるとはいえ、中小企業を取り巻く厳しい環境はデータが物語っている¹¹。多くの中小企業は、人材確保、安定的な資金調達などの課題に直面していながらも、同時に独自の強みを「知的資産」として発揮することで収益を発生させ、事業の継続を可能にしているものと考えられる。しかし、その「知的資産」は意識的な場合と無意識的な場合とが考えられる。

そこで、自社の独自性を可能な限り発揮することで他社との差別化を図り、収益性を高めるなどの経営努力は不可欠なものとなる。また、企業会計に関する議論では、企業の将来収益を適切に捉えるためには、既存の財務情報に加え、収益予測のデータの根拠やそれを裏付ける非財務情報（知的資産関連情報）に着目しようとする動きが国際的にも強まっている。昨今の企業不祥事に対するコーポレートガバナンスでは、議論の中心はリーダーシップ、企業風土、文化、人間関係等の目に見えにくい要素であり、いわゆる「知的資産」そのものとなっている¹²。

7. 無形資産会計研究を促す状況

次に、無形資産会計研究を促す状況を見ることができる。その一つは、特許の報奨金に関する訴訟が増加している点である。特許をはじめ知的財産権への関心が高まる中で、企業と技術者との関係が過激なものになっている。

たとえば、世間の注目を浴びたのは、青色発光ダイオード（青色LED）をめぐる中村修二氏（カリフォルニア大学サンタバーバラ校）と日亜化学工業との間で争われた特許・報奨金訴訟である（2000年8月）。中村氏が在職中に日亜化学より獲得した報奨金は、2万

円であったが、東京地裁は、200億円の報奨金を支払うよう日亜化学側に命じた¹³。

また、光ディスクの読み取り装置をめぐる日立の元研究員と会社による特許訴訟や最近では、「テプラ」や「ピータッチ」の発明をめぐる、社員と元社員の二人と機械器具製造大手「ブラザー工業」（名古屋市）による発明対価を求めた訴訟など特許に対する報奨金をめぐる対立が訴訟にまで発展している事例が増加している。

このような状況が生まれている一因に、無形資産の価値を定量的に評価する手法が確立されていないという問題がある。客観的な評価手法が確立されていない中で、特許をはじめとした知的財産や無形資産に対する報奨金の基準は、定めにくく難しい。

いま一つは、M&A取引で最大の論点となる買収価格決定の場面で、無形資産の価値に注目が集まっているという点である。

たとえば、花王によるカネボウ化粧品を買収では、無形資産の価値が争点になった¹⁴。

2005年12月、産業再生機構は、経営再建中のカネボウを化粧品会社と本体とに分け複数グループによる入札を行った。その結果、それぞれの売却先が花王と投資ファンドに決定した。花王からみた買収価値の多くは無形資産であるとされ、買収価格4,100億円のうち、1,480億円はカネボウ化粧品が持つ特許権、商標権などの知的財産権である。それに加え、カネボウの企業ブランドや2万店の販売チャネルなど貸借対照表に計上されていない無形資産を、巨額を投じて手中にしたことになる。

こうした無形資産を意識した戦略経営が、すでに多くの場面で実践されている状況こそが、無形資産をいかに測定し開示していくかという問いの投げかけと捉えることができるであろう。それらの実態を測定し、その結果を企業の利害関係者へと伝えていくことは、もはや時代の趨勢といえよう。

9. 無形資産会計の実態

次の図表1-1と1-2は、連結貸借対照表を開示している企業を対象とした、貸借対照表上の有形資産と無形資産の割合と無形資産投資の推移を表している¹⁵。

(図表 1-1) 総資産に占める有形固定資産、無形固定資産の比率

有形資産投資	31%	32%	32%	32%	31%	32%	32%	31%
無形資産投資	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	2%

(出所) 伊藤邦雄『無形資産の会計』2006年、p.14.より修正して作成。

(図表 1-2) 総資産に占める有形固定資産投資、無形固定資産投資の比率

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
有形資産投資	4.42%	3.59%	3.71%	3.87%	3.32%	2.61%	2.62%	2.33%
無形資産投資	1.80%	1.93%	2.66%	2.75%	2.91%	3.03%	3.10%	3.00%

(出所) 伊藤邦雄『無形資産の会計』2006年、p.15.より修正して作成。

図表1-1によれば、有形固定資産の割合は、31%~32%で推移している。それに対し、無形固定資産の割合は、1%~2%ときわめて低率であり、その差はあまりに大きい。

こうした状況は、無形固定資産に関する日本の会計制度の範囲を表したものであり、購入特許や商標権など一部のみが計上されているにすぎない。その結果、貸借対照表上における無形固定資産の存在はきわめて小さいものとなっている。一方、図表1-2は、有形固定資産投資（有形固定資産の増減+減価償却費）と無形固定資産投資（研究開発費・広告宣伝費・販促費）の総資産に占める割合である。これによれば、1997年から2000年までは、有形固定資産投資が無形固定資産投資を上回っているが、その状況は2001年以降になると逆転していることが確認できる。

このように、開示上では存在感のない無形固定資産は、投資金額という観点では、有形固定資産を上回っているのである。こうした企業価値から乖離した情報開示は、無形資産会計をめぐる世界的な動きとなっており、それは、無形資産に関する情報開示の流れを加速させる一因ともなっている。

10. M & Aにおける無形資産会計研究の課題

現在、日本において増加数が顕著となっているM&Aは、「企業価値の創造」を標榜する一方で、シナジーの過大評価、過度な価格の上昇、買収後の統合の課題などM&A取引に内包する問題点も多く指摘されている。特に、シナジー効果は、過大評価されやすく、買収プレミアムが発生することが少なくない。

その原因は、M&Aを実行する際の動機が「シナジー効果」ばかりではなく、そのほかにも様々な動機が観察されていることと無縁ではない¹⁶。

こうした状況を受け、本論文は以下の2つを中心課題としている。第1は、M&Aの会計基準を定めた「企業結合会計基準」について理論的な考察を行い、第2は、M&A取引のプロセスの中で重要項目である買収価格の決定の際に、無形資産の価値がより意識されるようになってきているという視点である。

そこで以下は、メインテーマである無形資産の評価に関する論点整理である。

わが国の無形資産研究については、その成果に期待が寄せられていることに比べて研究蓄積は十分といえない。それに関する研究が先行している欧米においても「岐路さしかかっている」といわれており、無形資産に関する評価の決定版は構築されていない。

無形資産に関する研究、その中心的な論点は、「いかに認識すべきか」「以下に評価すべきか」「以下に開示すべきか」であるが、それらに取り組み際に留意しなければならないものが、無形資産に備わる3つの特性である¹⁷。

第1は、「同時・多重利用可能」とする点である。無形資産の中でも、物的資産や金融資産は、用途を特定することで他の用途には利用できず、そこから得られる便益を企業は独占できる。一方、他の顧客資産、組織資産などの無形資産は、多重利用・複製が可能と

なる。したがって、無形資産の投資によって得られる便益は、独占的にコントロールすることは難しくなる。

第2は、無形資産投資の不確実性（リスク）である。企業の革新や創造活動など源泉である組織資産への投資を考えた場合、物的資産や金融資産への投資とは異なり、経済的便益を得ることができる確率は、かなり低いとみられる。

第3は、無形資産の「市場」が存在しないことである。M&Aや特許の取引であっても両者によって売買価格が決定されるのであり、市場が存在しているわけではない。無形資産への投資はリスクが高いうえ、成果についての予測も困難な場合が多い。したがって公正価値の測定も困難となる。

M&A実行の際は、相手企業のどのようなバリュードライバー（企業価値決定因子）を獲得するのか、またその買収価格はいかなる考え方を基礎とするのかを定めなければならない。買収プレミアムをいかに緻密に算定し、定量化させることが無形資産会計に求められている大きな課題である。

【注】

- 1 1999年以降、近年のM&Aでは、「東証1部など上場—東証一部など上場」の組み合わせが増加している04年まで95件-105件で推移していたが、05年に190件と、前年比で75件増加している。06年191件、07年1-4月も65件が成立しており、高水準を維持している。レコフ『MARR統計とデータ』、2007年6月、p.7.
- 2 上記のM&Aの法的形態①～④については、以下に依存する点が多い。特にM&A手法やM&A関連の法制度改革については詳しい。藤岡文七ほか「M&A取引と制度」『わが国M&Aの課題と展望』商事法務、2006年、pp. 131-168.
- 3 企業結合会計基準では、企業グループ内の再編とグループを超えた再編の両方について会計処理を定めている。今回の日本の企業結合会計では、パーチェス法を原則としながらも、プーリング法を適用できる余地も若干残されている。最近のグループを超えた合併が頻発する中、両当事者が「対等合併」を主張してみても、企業価値がほぼ同じ企業同士を見つけるのは難しいという現実的な状況がある。したがって、会計上は認められない例が多い。関連資料として以下を参照。『日本経済新聞』2006年4月13日。
- 4 米国においては、企業結合会計について、1970年年APB意見書第16号『企業結合』（Business Combinations）及びAPB意見書第17号『無形資産』（Intangible asset）で規定がなされた。その後APBO16・17の欠陥が明確化したこと、国際的比較可能性のある基準の要請、会計基準の相違がM&A市場での競争に影響を及ぼすようになってきたことなどの理由により、改訂の必要性が高まり、2001年6月にSFAS第141号『企業結合』、SFAS第142号『のれん及びその他の無形資産』が公表された。
- 5 SFAS141 Summaryを参照。
- 6 Financial Accounting Standards Board（FASB）、Statement of Financial Accounting Standard No.14、*Business Combinations*, 2001. para. 13.
- 7 SFAS141 Appendix A, para. 14を参照
- 8 12 同報告書は、財務報告自体がアンチークになっているとして、非財務情報の開示、将来情報の開示などを革新を強調した。ジェンキンス報告書は、将来情報や非財務情報の導入などを重視し、経営目的に関する情報について外部への情報化を強調する点に特徴があるといわれている。伊藤邦雄「無形資産の論点」『会計』森山書店、2004年5月、第165巻、第5号、pp. 4-5。
- 9 首相官邸ウェブサイト「第154回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説」

- 平成14年2月4日。http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/02/04sisei.html
- 10 産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会 中間報告書（経済産業省）。
 - 11 たとえば、中小企業の倒産動向を見ると、2004年は前年比で減少はしているものの過去10年以上にわたり、ほぼ毎年上昇を続けていた。その対策として中小企業においても、企業存続のためのビジネスモデル（無形資産）の構築が強く求められている。中小企業庁編『中小企業白書2005年版』ぎょうせい、2005年、pp.24-28 参照。
 - 12 経済同友会が会員所属企業および東証1部・2部上場企業2,697社の経営者を対象に、企業の不祥事、企業の社会的責任（CSR）などに関し意識調査を行った。521社から回答（回答率19.3%）が寄せられ、その結果、企業の不祥事の主たる原因は、①経営者（69%）②社内体質（56%）が上位となり、3年前と同じであり改善がされてない結果となっている③社内体制（44%）④従業員（11.6%）とつづき、ここでも「知的資産」の重要性が問われている。社団法人経済同友会「企業の社会的責任（CSR）に関する経営者意識調査」2006年3月7日、p3。
 - 13 青色LED 特許権持分移転登録手続等請求事件—中村修二（原告）vs日亜化学工業株式会社（被告）—の事件概要については、以下を参照。http://www.tokyoeiwa.com/led/outline.html
 - 14 産業再生機構支援に至るまでの動きと支援後の動きについて、詳細な分析がされている。早稲田大学大学院アジア太平洋研究科岩村研究室 事業再生プロジェクト報告書No.1「事業再生スキーム」2006年、p.8。
 - 15 伊藤邦雄編『無形資産の会計』中央経済社、2006年、pp. 21-23。
 - 16 M&Aの動機には、そのほかに「経営者裁量権仮説」「思い上がり仮説」など数多くの学説が存在する。詳細は、以下を参照。①村松司叙「M&Aをめぐる学説とM&A手法」『会社を救うM&A』毎日新聞社、1995年、pp. 26-30。②盧貞蘭「M&Aの動機に関する理論的考察—先行研究の渉猟—」『中央大学大学院研究年報第32号』2003年2月、pp. 35-49。
 - 17 lev, B., *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution Press, 2001. (広瀬義州、桜井久勝監訳『ブランドの経営と会計』東洋経済新報社、2002年、pp. 27-60.)

【引用およびおもな参考文献】

- 伊藤邦雄「無形資産会計の論点」『曾計』165巻5号、2004年5月。
- 伊藤邦雄『無形資産の会計』中央経済社、2006年。
- 梅原秀継『のれん会計の理論と制度』白桃書房、2002年。
- 落合誠一編『わが国M&Aの課題と展望』商事法務、2006年。
- 監査法人トーマツ編『M&Aの企業価値評価』中央経済社、2005年。
- OECD編、山本哲三訳『M&Aと競争政策—合併規制の国際比較—』日本経済新聞社、1989年。
- Tom Copeland / Tim Koller / Jack Murrin, *Valuation Measuring and Managing the Value of Companies*, Mckinsey & company, 1990. (伊藤邦雄訳『企業評価と戦略経営』日本経済新聞社、1993年。
- Lev, B., *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institution Press, 2001. (広瀬義州、桜井久勝監訳『ブランドの経営と会計』東洋経済新報社、2002年、pp.27-60.)
- Association for Investment Management and Research, *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, Charlottesville: AIMR, 1993.
- American Institute of Certified Public Accountants, Special Committee on Financial reporting, *Improving Business Reporting-A Customer Focus*, New York: AICPA. 1994.
- Lev, B., Intangibles at a Crossroads, "Financial Executive, Vol.18, March/April 2002.
- Lev, B., and P. Zarowin, "The Boundaries of Financial Reporting and How to Extend them," *Journal of Accounting Research*, Vol.37, No.2, Autumn 1999.
- SFAS141 Summary.
- SFAS141 Appendix A, para. 14

A Study on Intangible Assets in M & A

—Recognizing Business Combination and Intangible Assets—

Norio HAKKAKU

College of Science and Industrial Technology

Kurashiki University of Science and Arts .

2640 Nishinoura Tsurajima-cho, Kurashiki, Okayama 712-8508 Japan

(Received October 10, 2007)

The expansion of the M&A market has brought big changes to the companies. One of the changes can be seen that value drivers have shifted from tangible assets to intangible assets. Today, it is observed especially that the leading corporations have a high rate of intangible assets not only in U.S. market but also in the market of Japan, that is, the recognition of intangible assets has become more and more important. In this paper, we focus on investigating the trend of the accounting for intangible assets, business combination accounting and recognition of intangible assets with three key words called M&A, business combination and intangible assets.